

生命医療共済

『ご加入のしおり』

上毛共済生活協同組合

(2017年4月改訂)

上毛共済は、上毛共済の定款ならびに上毛共済の共済事業規約に基づいて運営され、組合員の相互扶助によって生活の向上をはかることを目的としております。そのため、組合の主旨に賛同された方は、出資金を払込み組合員となっていたく必要がございます。

この『ご加入のしおり』には、「生命医療共済」についての加入上の重要な事項が説明されておりますので、必ずご一読のうえ、組合員証・共済加入証書とともに大切に保管くださるようお願ひいたします。

はじめに . . .

(第1章) 加入コースと保障の種類について	2
(第2章) 主な用語について	2

ご契約内容に関する事項

(第1章) 契約者について	4
(第2章) 本共済に加入できる方（被共済者の範囲）について	4
(第3章) 本共済に加入できない方について	4
(第4章) 共済期間と共済掛金の払込方法について	4
(第5章) 加入できる限度について	5
(第6章) 契約の更新について	5
(第7章) 契約の取消について	5
(第8章) 告知義務および契約の解除について	6
(第9章) 氏名や住所の変更について（通知義務）	6
(第10章) 共済掛金払込猶予期間と契約の無効または失効について	6
(第11章) 契約が消滅する場合について	7
(第12章) 契約が無効となる場合について	7
(第13章) 契約の解約について	8
(第14章) 詐欺による契約の取消について	8
(第15章) 不法取得目的による共済契約の無効について	8
(第16章) 指定口座の変更について	8
(第17章) 契約者の変更について	8
(第18章) 共済金の受取人について	9
(第19章) 共済金の請求・支払いについて	9

保障内容に関する事項

共済金のお支払いについて（傷害保障）	10
共済金のお支払いについて（病気保障）	13
共済金のお支払いについて（三大疾病保障）	16
共済金のお支払いについて（傷害特約保障）	18
共済金のお支払いについて（病気特約保障）	20
共済金のお支払いについて（三大疾病通院特約保障）	22
共済金のお支払いについて（先進医療特約保障）	23
共済金のお支払いについて（介護認定一時金特約保障）	24

別 表

別表1 後遺障害認定割合表	25
別表2 重度障害状態	26
別表3 手術共済金の対象となる手術	27
別表4 三大疾病の範囲	31
別表5 各共済金の請求に必要な書類	32

はじめに・・・

第1章 加入コースと保障の種類について

上毛共済生活協同組合（以下「組合」といいます。）は、群馬県民の生活向上を目的として設立された組合です。「生命医療共済」（ご加入のしおり内において、以下「本共済」といいます。）には、次のコースと保障種類があります。

基本コース	
①傷害死亡保障	⑦病気重度障害保障
②傷害後遺障害保障	⑧病気入院保障
③傷害入院保障	⑨病気手術保障
④傷害通院保障	⑩三大疾病診断保障
⑤傷害手術保障	⑪三大疾病入院保障
⑥病気死亡保障	

※更新日の年齢が満60歳以後の被共済者については、上記⑤および⑨の保障種類は対象となりません。

※更新日の年齢が満70歳以後の被共済者については、上記④、⑤、⑨、および⑩の保障種類は対象となりません。

特約コース	
①傷害入院特約保障	⑥病気手術特約保障
②傷害入院一時金特約保障	⑦三大疾病通院特約保障
③傷害手術特約保障	⑧先進医療特約保障
④病気入院特約保障	⑨介護認定一時金特約保障
⑤病気入院一時金特約保障	

※基本コースを締結したとき、または締結しているときに限り、特約コースのご加入ができます。

※更新日の年齢が満70歳以後の被共済者については、上記①および④の保障種類は対象となりません。

※更新日の年齢が満15歳～満59歳、満80歳以後の被共済者については、上記③および⑥の保障種類は対象となりません。

第2章 主な用語について

用語	定義・内容
共済加入証書	「生命医療共済」に加入された方の保障内容、保障額や加入コース等の契約内容を記載したものをいいます。
契約者	組合と「生命医療共済」の共済契約を結び、共済契約上の権利と義務を持つ方をいいます。
被共済者	共済契約上の保障の対象として、保障が付けられている方をいいます。
共済金受取人	共済金を受取る方をいいます。
共済金	被共済者が、ご加入のしおりに定める支払事由（死亡・後遺障害または重度障害・入院・通院・手術・診断給付・先進医療・介護認定）に該当されたときに支払われるお金をいいます。

共済掛金	契約者が組合に支払う（払込む）お金をいいます。
告知義務	契約者または被共済者が契約の申込みをする際に、健康状態等の組合が質問した事項について組合に報告する義務をいいます。
告知義務違反	組合が質問した事項について報告がない場合、または故意に不実の報告をした場合等は、告知義務に違反したことになり、組合は契約を解除することができます。
発効日	共済契約の効力が開始される日をいいます。
責任開始日	発効日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（91日目）をいいます。本共済においては、三大疾病入院保障、三大疾病診断保障および三大疾病通院特約保障のうち、悪性新生物のみ適用されます。
病院または診療所	医療法に定める病院または患者の収容施設を有する診療所をいいます。
医師	医師法に定める医師および歯科医師法に定める歯科医師の資格を有する者をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師をいいます。
入院	医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、日本国内の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、日本国内の病院または診療所等へ通い治療を受けることをいいます。（往診による治療を含みます。）
手術	傷病の治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの処置を施すをいいます。ただし、吸引、穿刺などの処置および神経ブロック、単なる傷口の縫合、抜歯、プレート除去またはこれらに類する処置は除きます。
先進医療	療養を受けた時点において公的医療保険制度の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。療養を受けた日現在、公的医療保険制度の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。
他覚所見	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる状態をいい、患者自身の自覚症状は含みません。
平常の業務に従事すること	有職者が通常の就業開始時から就業終了時までの間、就業規則または就業契約等に従つた通常の業務を行うことをいいます。
常に介護を要する状態	食事、排便・排尿、その後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
要介護認定	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項に定める状態に該当していると認定されたことをいいます。

ご契約内容に関する事項

第1章 契約者について

1. 契約者とは、次の第(1)号および第(2)号のいずれにも該当する方とします。
 - (1)組合に出資金を払込み、組合の組合員となられた方。
なお、組合の組合員とは、次のいずれかに該当する方とします。
 - ①加入申込日において、群馬県内に住所を有する方
 - ②加入申込日において、群馬県内に勤務地を有する方で、組合の事業を利用することを適当とするものとして、組合の承認を受けた方
 - また、出資金は、第1回共済掛金（以下「初回共済掛金」といいます。）と併せて口座振替されます。
 - (2)組合と本共済に関する契約（以下「契約」といいます。）を結び、契約上の権利または義務を有し、同権利または同義務を行使または履行できる方であり、かつ、組合が定める本共済の加入申込書（以下「申込書」といいます。）の「契約者」欄に記載の方。

第2章 本共済に加入できる方(被共済者の範囲)について

1. 本共済にご加入できる方は、次の第(1)号から第(4)号の全てに該当する方とします。
 - (1)組合の組合員となられた方
 - (2)加入申込日において、次のいずれかに該当する方
 - ①契約者
 - ②契約者の配偶者
 - ③契約者の子、孫および兄弟姉妹
 - ④契約者の配偶者の子、孫および兄弟姉妹
 - ⑤契約者の父母および祖父母
 - ⑥契約者の配偶者の父母および祖父母
 - (3)加入申込日において、年齢が満15歳以上満70歳未満の方
 - (4)更新日において、年齢が満85歳未満の方

第3章 本共済に加入できない方について

1. 申込書の記載事項または質問事項の回答を組合が審査した結果、加入を妥当でないと判断した方
2. 申込書の記載事項または質問事項に故意または重大な過失によって記載を怠つたり、不実の記載をされた方

第4章 共済期間と共済掛金の払込方法について

1. 組合が申込の内容を審査して加入を承諾した場合、初回共済掛金が組合に払込まれた日の属する月の1日の午前零時から共済契約の効力が開始（以下「発効日」といいます。）されます。
2. 前項の規定により共済契約の効力が開始された場合、組合の定める共済加入証書を契約者あてに発行して、契約の加入承諾の通知に代えるものとします。
3. 本共済の共済期間は、発効日からその日を含めて1年間とします。
4. 特約にかかる新規契約の共済期間（以下「新規特約共済期間」といいます。）は、発効日から初めて迎える基本コースの更新日の前日までとします。
5. 契約者は、組合の定める共済掛金を第6項に定める払込日に組合が指定した金融機関等の口座振替により組合に払込むこととします。
6. 前項の規定に従い、次の各号に定める日を共済掛金の払込日とします。
 - (1)組合所定の申込書その他の必要書類（以下「申込書類」といいます。）の全てが毎月末日（以下「申込締切日」といいます。）までに受けられ、かつ、組合がその加入を承諾した場合には、初回共済掛金の払込日は、申込

締切日の翌月27日となります。

(2)第2回以後の共済掛金の払込日は毎月27日（以下「振替日」といいます。）とし、金融機関が休業日の場合には、翌営業日に口座振替を行います。

第5章 加入できる限度について

- 同一の被共済者は、共済期間を重複して同一の加入プランに1口を超えて加入すること（以下「超過加入」といいます。）はできません。
- 前項の規定に反し超過加入があった場合には、契約者が有効とする旨の意思表示をした契約のみを有効とし、他の契約については全て無効となります。
- 共済金を支払った後に超過加入の事実が判明したときは、組合が指定する契約のみを有効とし、契約者が表示した意思の内容にかかわらず、他の超過加入した契約については全て無効となります。また、当該無効とされた契約に対し、すでに支払われた共済金については、組合は、その全額を返還請求することができます。
- 前3項の規定により契約が無効となつた場合、組合は、当該無効となつた契約が属する共済期間に対応する既に組合に払込まれた共済掛金の全額を契約者に返戻します。

第6章 契約の更新について

- 契約者から共済期間満了日の1ヵ月前までに、組合に対して契約を継続しない旨の通知がなく、かつ、組合が契約の更新を承諾した場合、第2項に定める更新掛金の払込みを条件として、契約は共済期間満了日の翌日を更新日として更新されます。
- 更新契約における初回共済掛金の払込日は、更新前契約の共済期間満了日の属する月の翌月27日とします。
- 次の各号のいずれかに該当する場合、契約を更新できません。
 - 契約者が「第1章 契約者について」に定める契約者に合致していないとき
 - 被共済者が「第2章 本共済に加入できる方（被共済者の範囲）」に定める被共済者に合致していないとき
 - その他、組合が、契約を更新することが不適当であると認めた次に定める事由によるとき
 - 契約者または被共済者が、過去に共済金または保険金（共済種目または保険種目を問いません。以下同様とします。）を取得する目的で、共済事故または保険事故を発生させる行為を行ったとき
 - 契約者または被共済者が、過去に共済金または保険金の請求行為について詐欺行為を行ったとき
 - その他、組合が、組合の事業の目的である相互扶助による組合員の生活の向上をはかることの主旨に照らし、当該契約を更新することが不適当であると認めたとき
- 更新された契約の効力は、更新日の午前零時に発生し、共済期間は、更新日からその日を含めて1年間とします。
- 契約が更新されたときは、組合加入時に組合が発行した共済加入証書を契約更新後の共済加入証書とみなすことができます。
- 新規特約共済期間における特約の共済契約と基本コースの共済契約において、共済契約の型の内部における年齢区分が異なる場合、特約の共済契約の年齢区分は、基本コースの共済契約の年齢区分とします。

第7章 契約の取消について

- 共済加入申込者は、初めて契約を締結する場合に限り、組合所定の取消申請書に取消申請日、契約者等の氏名、住所その他必要事項および契約を取消する旨を記入のうえ、組合の定める申込締切日の属する月の翌月10日までに

組合に提出し、組合の承諾を得ることによって、すでに申込をした契約を取消すことができます。

- 前項によって契約を取消した場合には、契約は成立しなかつたものとし、組合はすでに組合に払込まれた共済掛金がある場合には、その全額を共済加入申込者に返戻します。

第8章 告知義務および契約の解除について

- 契約者または被共済者は、契約の加入申込みの際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの組合が所定の書面で告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）について、告知しなければなりません。
- 組合は、契約者または被共済者が、契約締結の当時、故意または重大な過失により、申込書類のうち、告知事項に対する回答その他、組合の危険の測定に関係ある事実を隠したり、または事実でないことを記載して契約の申込みをしたときは、将来に向かってその契約を解除することができます。ただし、組合がその事実のあることを知っていた場合、または過失によりこれを知らなかつた場合を除きます。
- 前項の規定による解除権は、次の場合消滅します。
 - 組合が、解除の原因を知つてから1ヶ月を経過したとき
 - 解除の原因に該当した最初の契約の申込日から2年以内に当該被共済者にかかる共済事故が発生しなかつた場合において、なお契約が存続しているとき
- 前第2項の他、組合が当該契約の存続を不適当と認めた場合（「第6章 契約の更新について」第3項第(3)号の①から③の規定を準用します。）には、組合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- 組合は、前第2項の規定による解除を共済事故発生後に行つた場合においても共済金を支払いません。また、すでに共済金の支払いを行つたときは、組合は、その返還を請求することができます。ただし、その共済事故が解除の原因となつた事実によらなかつたことを契約者または共済金受取人が証明したときはこの限りではありません。
- 契約の解除は、契約者に対する書面をもつて通知を行います。ただし、契約者の所在不明、死亡その他の理由で契約者に通知できない場合は、被共済者または共済金受取人への通知によって行います。
- 基本コースが解除されたときは、特約コースも解除されます。

第9章 氏名や住所の変更について（通知義務）

- 契約の加入申込み後に次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、契約者は、遅滞なくその旨をこの組合所定の書面にて通知し、その承諾を得なければなりません。
 - 契約者の氏名、住所または住居表示
 - 被共済者の氏名
 - 共済金受取人の氏名
 - 共済掛金の払込口座
- 前第1項の変更事項をこの組合に通知しなかつたときは、組合の知つた最後の住所宛てに発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

第10章 共済掛金払込猶予期間と契約の無効または失効について

- 組合は、契約者にやむを得ない事情がある場合には、共済掛金の払込について、次の各号に定める期間を共済掛金の払込猶予期間とします。
 - 初回共済掛金については、振替日の属する月からその月を含めて3カ月目の当該振替日の応当日まで
 - 前号以外の共済掛金については、振替日の属する月からその月を含めて3カ月目の当該振替日の応当日まで

- 前項第(2)号に定める払込猶予期間内に未納となっている共済掛金については、当該振替日までに未納となっている共済掛金の全額を一括して口座振替します。
- 前第1項に定める払込猶予期間内に未納となった共済掛金の全額が組合に払込まれない場合には、共済契約の効力は、次の各号の定めによります。
 - 初回共済掛金の場合には、申込まれた共済契約は無効となります。
 - 前号以外の共済掛金の場合には、共済契約は、共済掛金の未納が最初に生じた払込期日の属する月の1日の午前零時にさかのぼって失効します。
- 前項の定めにより、共済契約が無効となった場合、または失効となった日以後に共済事故が発生した場合については、組合は、共済金を支払いません。
- 基本コースが無効または失効となるときは、特約コースも無効または失効となります。

第11章 契約が消滅する場合について

- 被共済者が死亡した場合はその時をもって、後遺障害共済金が支払われる場合は共済金額の最高額に達する後遺障害が生じた時をもって、重度障害共済金が支払われる場合は重度障害となった時をもって、当該被共済者にかかる契約は消滅します。
- 基本コースが消滅するときは、特約コースも消滅します。

第12章 契約が無効となる場合について

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、該当した被共済者にかかる契約は無効となります。
 - 被共済者が発効日の前日において、すでに死亡していたとき
 - 発効日において、契約者が「第1章 契約者について」に定める契約者に、被共済者が「第2章 本共済に加入できる方（被共済者の範囲）」に定める被共済者の範囲外のとき
 - 契約の申込みの際、被共済者の同意を得ていなかつたとき
 - 契約者の意思によらないで契約の申込がなされたとき
 - その他、細則の定めによるとき
- 被共済者が告知日以前または責任開始日の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合には、契約者、被共済者または共済金受取人のその事実の知、不知にかかわらず当該被共済者にかかる契約については、無効となります。
- 前項に定める「悪性新生物の診断確定」は、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより医師によってなされることを要します。
- 前3項によって契約が無効となった場合、組合は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、組合は、その全額について返還請求できます。
- 前第1項により契約が無効となった場合、組合は、当該無効となった契約が属する共済期間に対応するすでに組合に払込まれた共済掛金の全額を返戻します。
- 前第2項の規定により契約が無効となった場合、組合は、次の各号のとおり取り扱います。
 - 告知日以前に被共済者が悪性新生物と診断確定されていた事実を契約者、被共済者または共済金受取人の全てが知らなかつた場合は、すでに組合に払込まれた共済掛金の全額を返戻します。
 - 告知日以前に被共済者が悪性新生物と診断確定されていた事実を契約者、被共済者または共済金受取人のいずれか一人でも知っていたときは、すでに組合に払込まれた共済掛金は返戻しません。
 - 告知日から責任開始日の前日までに被共済者が悪性新生物と診断確定されていた場合には、すでに組合に払込まれた共済掛金の全額を返戻します。
- 基本コースが無効となるときは、特約コースも無効となります。

第13章 契約の解約について

1. 契約者は、組合所定の解約申請書に解約申請日、契約者等の氏名、住所その他必要事項および契約を解約する旨を記入のうえ、組合の定める解約申請締切日（毎月末日）までに組合に提出することにより、将来に向かって契約を解約することができます。（一部の被共済者にかかる契約のみを解約する場合も同様とします。）また、基本コースを解約すると同時に特約コースも終了します。（基本コースのみを解約することはできません。）
2. 前項によって契約を解約した場合には、前項に定める解約申請締切日の翌月1日が解約日となり、保障の効力は、解約日の前日24時までとなります。また、解約日以後に組合に払込まれた共済掛金がある場合には、その全額を契約者に返戻します。
3. 被共済者は、契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が、新規契約の申込みの同意をするに当たって基礎とした事情が、著しく変更した場合は、契約者に対し契約の解除を請求することができます。

第14章 詐欺による契約の取消について

1. この組合は、契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により契約を締結したときは、契約を取消すことが出来ます。この場合、すでに払込まれた共済掛金は返戻しません。
2. 基本コースが取消となるときは、特約コースも取消となります。

第15章 不法取得目的による共済契約の無効について

1. 契約者が死亡共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約を締結したときは、その共済契約は無効とし、すでに払い込まれた共済掛金は返戻しません。
2. 基本コースが無効となるときは、特約コースも無効となります。

第16章 指定口座の変更について

1. 契約者は組合の承諾を得て、契約者の指定する共済掛金の振替口座の変更を行なうことができます。
2. 前項の口座変更を行う場合には、組合所定の申請書および新たな口座振替依頼書を組合に提出しなければなりません。
3. 前項の変更申請が、組合で受付られ、かつ、承諾された場合には、前項に定める申請書および口座振替依頼書の提出された日の属する月の翌月の振替日から新たに口座変更された指定口座からの振替を行います。

第17章 契約者の変更について

1. 契約者は、被共済者の承諾を得て、契約上の権利義務を他人に承継することができます。
2. 契約者が死亡または後遺障害・重度障害となった場合、当該契約の被共済者が、契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合には、被共済者の同意を得て、他の者が承継できるものとします。
3. 前項の「被共済者が承継することが困難な場合」とは、被共済者が承継する意思のないときおよび契約者になることができないときをいい、この場合に限り、被共済者の同意を得て、他の者に承継させることができます。ただし、この場合の他の者と被共済者の関係が「第2章 本共済に加入できる方（被共済者の範囲）」第1項第(1)号(2)号に規定する範囲の者とします。
4. 前3項の場合において共済契約の承継となる者は、この組合の組合員とならなければなりません。

第18章 共済金の受取人について

1. この契約による共済金受取人は、契約者です。
2. 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡し、かつ、「第17章 契約者の変更について」第2項に定める契約の承継がなされなかつた場合、共済金を受取る者は次の各号に掲げる者とし、その順位は各号の順となります。さらに、第3項から第6項に掲げる者の順序は、それぞれ各号に掲げる順となります。
 - (1)契約者の配偶者
 - (2)契約者の死亡の当時、同一世帯に属していた契約者の子、契約者の孫、契約者の父母、契約者の祖父母または契約者の兄弟姉妹の順
 - (3)前号に該当しない契約者の子、契約者の孫、契約者の父母、契約者の祖父母または契約者の兄弟姉妹の順
3. 前項に規定する場合、同順位の共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1名を選定しなければなりません。この場合、その代表者は、他の共済金受取人を代表するものとします。
4. 組合が1人の共済金受取人にに対して共済金の全額を支払った後において、他の共済金受取人から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされた場合、組合は、他の共済金受取人に対しては共済金を支払いません。
5. 前第1項および第2項の規定にかかわらず、契約者は、被共済者の同意を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
6. 契約者が前項に定める指定または変更をするときは、この組合所定の書類をもって通知してください。
7. 前5項に定める指定または変更について、前項に規定する書類が組合に到着する前に変更前の死亡共済金受取人に死亡共済金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡共済金受取人から死亡共済金の請求を受けても、組合は支払いません。
8. 第5項により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡し、その後、新たな指定または変更がなされない場合には、第2項に定める順位および順序になります。

第19章 共済金の請求・支払いについて

1. 被共済者について、共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者または死亡共済金受取人は、遅滞なく組合に連絡をしてください。
2. 共済金受取人（死亡共済金の請求のときは死亡共済金受取人）は特別な理由のある場合を除きその事故の日から60日以内に、共済金請求書と細則に定める添付の書類を組合に提出し、共済金の支払いを請求しなければなりません。
3. 組合は、被共済者の生死が不明な場合において、被共済者を死亡したものと取り扱うことを認めたときは、死亡共済金を支払います。
4. 組合は、被共済者が傷病を被り共済金を支払う場合において、以下の事由に該当する場合はその事由がなかつた場合の共済金額を支払います。
 - (1)共済金の支払対象となっている傷病とは別の傷病または傷害の影響により、支払対象となっている傷病の程度が重大となつたとき
 - (2)共済金の支払対象となっている傷病に関して被共済者が治療を怠りまたは契約者もしくは共済金受取人が治療させなかつたことにより、支払対象となっている傷病の程度が重大となつたとき
5. 組合は共済金の請求を受けた場合には、審査に特別の時間がかかるなどの場合を除き、共済金の請求に必要な書類が、当組合に到着した日の翌日から、その日を含めて7営業日以内に共済金を支払います。
6. 組合は、共済金の請求があつた場合に、契約者、被共済者または共済金受取人に対して事実の確認に必要な事項を質問することができ、これらの者がこの質問に正当な理由なく回答しない場合には、共済金を支払いません。
7. 組合は、共済金受取人が共済金請求の書類に故意に虚偽の記載をし、またはそれらの書類を偽造したりもしくは変造した場合には、共済金を支払いません。
8. 組合は、共済金受取人が共済事故の発生を知ったときから共済金の請求手続を3年間怠つたときは、共済金を支払いません。

保障内容に関する事項

共済金のお支払いについて（傷害保障）

保障種類	共済金を支払う場合
死 亡	
年齢区分・共済金額	
満15歳から満84歳 50万円	<p>①新規契約の発効日以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。</p> <p>②前①に定める傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入・吸収または摂取した結果生じる中毒症状（継続的に吸入・吸収または摂取した結果生じる中毒症状は除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。</p>
保障種類	共済金を支払う場合
後遺障害	
年齢区分・共済金額	
満15歳から満84歳 (最高)50万円	<p>①新規契約の発効日以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に別表1に定める後遺障害の認定を医師により受けた場合、後遺障害の程度に応じてお支払いします。</p> <p>②前①の定めにかかわらず、被共済者に生じた後遺障害について、事故の日からその日を含めて180日をこえてもなお治療を要する状態にあるときは、事故の日から181日目における医師が行った診断に基づき後遺障害の程度を認定します。</p> <p>※共済金額×別表1に定める認定割合</p>
保障種類	共済金を支払う場合
入 院	
年齢区分・共済金額	
満15歳から満59歳 (日額)5,000円	<p>新規契約の発効日以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活を営むことができなくなり、かつ、日本国内の病院または診療所に入院した場合にお支払いします。</p> <p>※事故の日から180日以内の入院で、1事故の入院について、90日を限度とします。</p>
年齢区分・共済金額	
満60歳から満79歳 (日額)2,500円	
年齢区分・共済金額	
満80歳から満84歳 (日額)2,000円	

保障種類	共済金を支払う場合
通院	新規契約の発効日以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、日本国内の病院または診療所に通院した場合、事故の日から180日以内で90日を限度としてお支払いします。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、傷害通院共済金をお支払いしません。
年齢区分・共済金額	満15歳から満69歳 (日額)1,000円

保障種類	共済金を支払う場合
手術	傷害入院共済金の支払事由に該当する入院期間中に、日本国内の病院または診療所において、当該入院の原因となつた傷病の治療を目的として、別表3に定める手術を受けた場合にお支払いします。ただし、1事故につき1回のお支払いを限度とします。
年齢区分・共済金額	満15歳から満59歳 (別表3に定める 手術の種類に応じ) 5万円 10万円 20万円

※年齢区分

加入申込日または更新日における被共済者の満年齢に応じて、上表の年齢区分に応じた共済金額を適用します。

共済金を支払わない場合

- ①契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受取るべき金額についてはこの限りではありません。
- ②被共済者の犯罪行為または闘争行為によるとき
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき
- ④前③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき
- ⑤被共済者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔つてもしくは麻薬、大麻、阿片、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車、原動機付自転車、またはこれらに類する乗用具を運転している間に生じた事故
- ⑥被共済者の疾病または被共済者が新規契約の発効日の前日までに被つた傷害もしくはこれらと因果関係が認められる傷害
- ◆以下の⑦から⑩については、傷害入院共済金、傷害通院共済金および傷害手術共済金をお支払しません。
- ⑦被共済者の故意または重大な過失によるとき
- ⑧被共済者の精神障害、心神喪失、アルコール依存または薬物依存によるとき
- ⑨本共済において共済金を支払うべき傷病の治療以外の被共済者の妊娠・出産・早産・流産または外科的手術その他の医療処置に起因するとき

共済金を支払わない場合

- ⑩原因の如何を問わず、頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査をいいます。）が認められないもの。

備 考

- ①傷害死亡共済金と傷害後遺障害共済金を重複してお支払いすることはできません。また、支払われる共済金の合計額は傷害死亡共済金額を限度とします。
- ②傷害死亡共済金を支払う場合において、すでに支払った傷害後遺障害共済金がある場合、傷害死亡共済金からすでに支払った傷害後遺障害共済金を控除した残額をお支払いします。
- ③別表1に定める各号に掲げていない後遺障害に対しては、被共済者の職業、年齢、社会的地位に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に定める各号の区分に準じて、傷害後遺障害共済金の支払額を決定します。
- ④同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、各々の後遺障害に対してその合計額をお支払いします。ただし、別表1に定める上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの傷害後遺障害共済金は傷害後遺障害共済金額の60%をもって限度とします。
- ⑤被共済者が2回以上の異なる事故を原因として後遺障害を被った場合には、各々の後遺障害に対して支払われるべき傷害後遺障害共済金の合計額は傷害事故死亡共済金額を超えないものとします。
- ⑥事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院または通院に対しては、傷害入院共済金または傷害通院共済金をお支払いしません。
- ⑦傷害入院共済金の支払いを受けられる期間中の通院に対しては、傷害通院共済金をお支払いしません。
- ⑧被共済者が傷害入院共済金または傷害通院共済金の支払いを受けられる期間中新たに他の傷病を被ったとしても、期間を重複して傷害入院共済金または傷害通院共済金をお支払いしません。
- ⑨入院中に外泊またはこれに準ずる外出（医師の許可の有無を問いません。）をした場合、または入院中において就業、就学または家事等日常生活に支障がないと診断された入院期間に対しては、傷害入院共済金をお支払いしません。
- ⑩傷害手術共済金の支払いは、1事故の入院について、1回の手術に限り、1回の入院期間中、2回以上の手術を受けた場合には、そのうち最も高い金額の傷害手術共済金のみお支払いします。
- ⑪入院中に共済契約が更新された場合の1事故の入院の限度は更新前と更新後の入院期間を通算します。また、更新により日額が変更された場合はその入院の開始日の日額とその入院期間に基づきお支払いします。
- ◆地震、噴火または津波の場合の特例
被共済者が地震、噴火または津波により死亡、入院、通院または手術した場合に、これらの事由による被共済者の増加により、組合の経営維持に重大な影響が及んだときには、組合はその程度に応じ傷害死亡・後遺障害共済金・傷害入院共済金・傷害通院共済金、または傷害手術共済金を削減して支払うことがあります。その場合、組合は共済金受取人に通知します。

共済金のお支払いについて（病気保障）

保障種類	共済金を支払う場合
死 亡	
年齢区分・共済金額	
満15歳から満59歳 50万円	新規契約の発効日以後に発病した病気を原因として、共済期間内に死亡した場合にお支払いします。また、新規契約の発効日以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り事故の日からその日を含めて180日を経過した以後その傷害を直接の原因として共済期間内に死亡した場合にお支払いします。
年齢区分・共済金額	
満60歳から満79歳 20万円	
年齢区分・共済金額	
満80歳から満84歳 5万円	

保障種類	共済金を支払う場合
重度障害	
年齢区分・共済金額	
満15歳から満59歳 50万円	新規契約の発効日以後に発病した病気を原因として、共済期間内に別表2に定める重度障害の認定を医師により受けた場合にお支払いします。
年齢区分・共済金額	
満60歳から満79歳 20万円	
年齢区分・共済金額	
満80歳から満84歳 5万円	

保障種類	共済金を支払う場合
入 院	
年齢区分・共済金額	
満15歳から満59歳 (日額)5,000円	新規契約の発効日以後に発病した病気を原因として、その病気の治療を目的に日本国内の病院または診療所へ共済期間内に入院を開始した場合にお支払いします。また、新規契約の発効日以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害で、その事故の日からその日を含めて180日を経過した以後のその傷害の治療のための入院の場合お支払いします。
年齢区分・共済金額	
満60歳から満69歳 (日額)2,500円	
年齢区分・共済金額	
満70歳から満84歳 (日額)1,000円	

※ 1 入院について、90日を限度とします。

保障種類	共済金を支払う場合
手 術	病気入院共済金の支払事由に該当する入院期間中に、日本国内の病院または診療所において、当該入院の原因となつた傷病の治療を目的として、別表3に定める手術を受けた場合にお支払いします。ただし、1入院につき1回のお支払いを限度とします。
年齢区分・共済金額	
満15歳から満59歳 (別表3に定める 手術の種類に応じ) 5万円 10万円 20万円	

※年齢区分

加入申込日または更新日における被共済者の満年齢に応じて、上表の年齢区分に応じた共済金額を適用します。

共済金を支払わない場合

- ①契約者、または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受取るべき金額についてはこの限りではありません。
- ②被共済者の自殺行為によるとき
ただし、新規契約の発効日から3年以内の自殺に限ります。
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき
- ④前③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき
- ◆以下の⑤から⑧については病気入院共済金および病気手術共済金を、⑧については重度障害共済金をお支払いしません。
- ⑤被共済者の妊娠および出産に起因するとき
- ⑥被共済者の先天性異常または、それに随伴する病気、被共済者の精神障害、心神喪失、アルコール依存または、薬物依存によるとき
- ⑦被共済者の故意または重大な過失によるとき
- ⑧原因の如何を問わず、頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付ける医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査をいいます。）が認められないもの。

備 考

- ①病気死亡共済金と病気重度障害共済金を重複してお支払いすることはできません。また、支払われる共済金の合計額は病気死亡共済金額を限度とします。
- ②病気入院共済金と傷害入院共済金を重複してお支払いすることはできません。
- ③同一の病気（医学上の因果関係が認められる病気）を原因とする入院が2回以上あった場合、それぞれの入院日数を通算し、継続した1回の入院として取り扱います。
- ④同一の病気で2回以上入院した場合でも、退院日の翌日から次の入院までの期間が180日を経過している場合には、別の入院として取り扱います。
- ⑤入院が2回以上あった場合でも、それぞれの入院が異なる病気を直接の原因とした入院であるときは、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。
- ⑥入院開始時または入院中に異なる病気を併発した場合は、入院開始の直接の原因となつた病気による継続した1回の入院としてお支払いします。
- ⑦被共済者が病気入院共済金の支払いを受けられる期間中新たに他の傷病を被ったとしても、期間を重複して病気入院共済金をお支払いしません。
- ⑧被共済者が病気入院共済金の支払いを受けられる期間中に共済契約が更新された場合の1回の入院の限度は、更新前と更新後の入院期間を通算します。また、更新により日額が変更された場合はその入院の開始日の日額とその入院期間に基づきお支払いします。ただし、継続した入院とみなされる場合で2回目以上の入院については当該入院の開始日と当該入院の期間によりお支払いします。
- ⑨病気手術共済金の支払いは、1入院について、1回の手術に限り、1回の入院期間中、2回以上の手術を受けた場合には、そのうち最も高い金額の病気手術共済金のみお支払いします。
- ⑩入院中に外泊またはこれに準ずる外出（医師の許可の有無を問いません。）をした場合、または入院中において就業、就学または家事等日常生活に支障がないと診断された入院期間に対しては、病気入院共済金をお支払いしません。
- ⑪新規契約の申込日から、その日を含めて2年を経過した後の、新規契約の申込日前に発病していた病気または、被った傷害もしくはこれらと因果関係が認められる傷害の治療は、病気入院共済金をお支払いします。ただし新規契約の申込日から、その日を含め2年を経過するまでにその治療のために入院をしていたときを除きます。

共済金のお支払いについて（三大疾病保障）

保障種類	共済金を支払う場合
診断給付	
年齢区分・共済金額	
満15歳から満59歳 10万円	<p>①新規契約の発効日から90日を経過した日の翌日（「責任開始日」といいます。）以後に初めて別表4に定める悪性新生物に罹患したと医師によって〈病理組織学的所見〉(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定を認めることができます。〉診断確定され、かつ、その悪性新生物の治療を共済期間内に開始した場合にお支払いします。</p>
年齢区分・共済金額	
満60歳から満69歳 5万円	<p>②被共済者が新規契約の発効日以後に初めて別表4に定める急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診察を受けた日から60日以上の労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の作業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断され、かつ、その急性心筋梗塞の治療を共済期間内に開始した場合にお支払いします。</p> <p>③被共済者が新規契約の発効日以後に初めて別表4に定める脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断され、かつ、その脳卒中の治療を共済期間内に開始した場合にお支払いします。</p> <p>※三大疾病診断共済金の支払いは、全共済期間を通じて1回の支払いを限度とします。</p>

保障種類	共済金を支払う場合
入院	
年齢区分・共済金額	
満15歳から満59歳 (日額)5,000円	<p>①新規契約の発効日から90日を経過した日の翌日（「責任開始日」といいます。）の翌日以後に初めて罹患した別表4に定める悪性新生物を原因として、その悪性新生物の治療を目的に日本国内の病院または診療所に入院した場合にお支払いします。</p>
年齢区分・共済金額	
満60歳から満69歳 (日額)2,500円	<p>②新規契約の発効日以後に発病した別表4に定める急性心筋梗塞または脳卒中を原因として、その急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的に日本国内の病院または診療所に入院した場合にお支払いします。</p>
年齢区分・共済金額	
満70歳から満79歳 (日額)2,000円	<p>※1入院について、90日を限度とします。</p>
年齢区分・共済金額	
満80歳から満84歳 (日額)1,000円	

※年齢区分

加入申込日または更新日における被共済者の満年齢に応じて、上表の年齢区分に応じた共済金額を適用します。

共済金を支払わない場合

- ①共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受取るべき金額についてはこの限りではありません。
- ②責任開始日の前日までに診断確定されていた悪性新生物もしくはこれらと因果関係が認められる悪性新生物によるとき
- ③新規契約の発効日の前日までに発病していた急性心筋梗塞または脳卒中もしくはこれらと因果関係が認められる急性心筋梗塞または脳卒中によるとき

備 考

- ①全共済期間とは、新規契約の発効日以後、本約款に基づき共済期間が終了するまでの間をいいます。
- ②三大疾病入院共済金と傷害入院共済金を重複してお支払いすることはできません。
- ③同一の三大疾病を原因とする入院が2回以上あった場合、それぞれの入院日数を通算し、継続した1回の入院として取り扱います。
- ④同一の病気で2回以上入院した場合でも、退院の翌日から次の入院日までの期間が180日を経過している場合には、別の入院として取り扱います。
- ⑤三大疾病を除く病気を原因として入院を開始した場合においても、その入院中に三大疾病の治療を開始した場合には、その治療を開始した日からその三大疾病の治療を終了した日までの入院については、三大疾病を直接の原因とする入院として取り扱います。
- ⑥三大疾病入院共済金の支払事由に該当する入院中に併発した三大疾病を除く病気によって入院日数が延長された場合には、組合がその三大疾病と医学上重要な関係があると認めた病気によって延長された入院日数に限り、三大疾病による入院とみなします。
- ⑦入院中に外泊またはこれに準ずる外出（医師の許可の有無を問いません。）をした場合、または入院中において就業、就学または家事等日常生活に支障がないと診断された入院期間に対しては、三大疾病入院共済金をお支払いしません。
- ⑧被共済者が三大疾病入院共済金の支払いを受けられる期間中新たに他の三大疾病を被つたとしても、期間を重複して三大疾病入院共済金をお支払いしません。
- ⑨三大疾病診断共済金を支払った場合、その支払ったときをもって三大疾病診断保障は消滅します。
- ⑩被共済者が三大疾病入院共済金の支払いを受けられる期間中に共済契約が更新された場合の1回の入院の限度は、更新前と更新後の入院期間を通算します。また、更新により日額が変更された場合はその入院の開始日の日額とその入院期間に基づきお支払いします。ただし、継続した入院とみなされる場合で2回目以上の入院については当該入院の開始日と当該入院の期間によりお支払いします。

共済金のお支払いについて（傷害特約保障）

保障種類	共済金を支払う場合
入院特約	
年齢区分・共済金額	新規契約の発効日以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活を営むことができなくなり、かつ、日本国内の病院または診療所に入院した場合にお支払いします。 ※事故の日から180日以内の入院で、1事故の入院について、90日を限度とします。

保障種類	共済金を支払う場合
入院一時金特約	
年齢区分・共済金額	傷害入院共済金の支払事由に該当する入院で、5日以上継続して入院した場合にお支払いします。

保障種類	共済金を支払う場合
手術特約	
年齢区分・共済金額	傷害入院共済金の支払事由に該当する入院期間中に、日本国内の病院または診療所において、当該入院の原因となつた傷病の治療を目的として、別表3に定める手術を受けた場合にお支払いします。ただし、1事故につき1回のお支払いを限度とします。

※年齢区分

加入申込日または更新日における被共済者の基本コースの満年齢に応じて、上表の年齢区分に応じた共済金額を適用します。

共済金を支払わない場合

- ①契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取る金額についてはこの限りではありません。
- ②被共済者の犯罪行為または闘争行為によるとき
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき

共済金を支払わない場合

- ④前③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき
- ⑤被共済者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔つてもしくは麻薬、大麻、阿片、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車、原動機付自転車、またはこれらに類する乗用具を運転している間に生じた事故
- ⑥被共済者の疾病または被共済者が新規契約の発効日の前日までに被つた傷害もしくはこれらと因果関係が認められる傷害
- ⑦被共済者の精神障害、心神喪失、アルコール依存または薬物依存によるとき
- ⑧本共済において共済金を支払うべき傷病の治療以外の被共済者の妊娠・出産・早産・流産または外科的手術その他の医療処置に起因するとき
- ⑨原因の如何を問わず、頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付ける医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査をいいます。）が認められないもの

備 考

- ①事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、傷害入院特約共済金および傷害入院一時金特約共済金をお支払いしません。
 - ②被共済者が傷害入院特約共済金の支払いを受けられる期間中新たに他の傷病を被つたとしても、期間を重複して傷害入院特約共済金をお支払いしません。
 - ③入院中に外泊またはこれに準ずる外出（医師の許可の有無を問いません。）をした場合、または入院中において就業、就学または家事等日常生活に支障がないと診断された入院期間に対しては、被共済者の入院日数よりその対象となる期間を差し引いた入院期間に対して傷害入院特約共済金をお支払いします。
 - ④傷害手術特約共済金の支払いは、1事故の入院について、1回の入院期間中2回以上の手術を受けた場合には、1回のお支払いを限度とします。
 - ⑤入院中に共済契約が更新された場合の1事故の入院の限度は、更新前と更新後の入院期間を通算します。また、更新により日額が変更された場合はその入院の開始日の日額とその入院期間に基づきお支払いします。
 - ⑥入院中に共済契約が更新され、更新により一時金額が変更された場合は更新前の一時金額に基づきお支払いします。
- ◆地震、噴火または津波の場合の特例
被共済者が地震、噴火または津波により入院または手術した場合に、これらの事由による被共済者数の増加により、組合の経営維持に重大な影響が及んだときには、組合は、その程度に応じ傷害入院特約共済金、傷害入院一時金特約共済金または傷害手術特約共済金を削減して支払うことがあります。その場合、組合は共済受取人に通知します。

共済金のお支払いについて（病気特約保障）

保障種類	共済金を支払う場合
入院特約	
年齢区分・共済金額	新規契約の発効日以後に発病した病気を原因として、その病気の治療を目的に日本国内の病院または診療所へ共済期間内に入院を開始した場合にお支払いします。また、新規契約の発効日以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害で、その事故の日からその日を含めて180日を経過した以後のその傷害の治療のための入院の場合お支払いします。
満15歳から満59歳 (日額)5,000円	※ 1 入院について、90日を限度とします。
年齢区分・共済金額	
満60歳から満69歳 (日額)500円	

保障種類	共済金を支払う場合
入院一時金特約	
年齢区分・共済金額	病気入院共済金の支払事由に該当する入院で、5日以上継続して入院した場合にお支払いします。
満15歳から満59歳 3万円	
年齢区分・共済金額	
満60歳から満84歳 1万円	

保障種類	共済金を支払う場合
手術特約	
年齢区分・共済金額	病気入院共済金の支払事由に該当する入院期間中に、日本国内の病院または診療所において、当該入院の原因となつた傷病の治療を目的として、別表3に定める手術を受けた場合にお支払いします。ただし、1入院につき1回のお支払いを限度とします。
満60歳から満69歳 2万円	
年齢区分・共済金額	
満70歳から満79歳 1万円	

※年齢区分

加入申込日または更新日における被共済者の基本コースの満年齢に応じて、上表の年齢区分に応じた共済金額を適用します。

共済金を支払わない場合

- ①契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取る金額についてはこの限りではありません。
- ②被共済者の自殺行為によるとき
ただし、新規契約の発効日から3年以内の自殺に限ります。
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動によるとき

共済金を支払わない場合

- ④前③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき
- ⑤被共済者の妊娠および出産に起因するとき
- ⑥被共済者の先天性異常または、それに随伴する病気、被共済者の精神障害、心神喪失、アルコール依存または、薬物依存によるとき
- ⑦原因の如何を問わず、頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付ける医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査をいいます。）が認められないもの

備 考

- ①病気入院特約共済金と傷害入院特約共済金を重複してお支払いすることはできません。
- ②病気入院一時金特約共済金と傷害入院一時金特約共済金を重複してお支払いすることはできません。
- ③同一の病気（医学上の因果関係が認められる病気）を原因とする入院が2回以上あった場合、それぞれの入院日数を通算し、継続した1回の入院として取り扱います。
- ④同一の病気で2回以上入院した場合でも、退院日の翌日から次の入院までの期間が180日を経過している場合には、別の入院として取り扱います。
- ⑤入院が2回以上あった場合でも、それぞれの入院が異なる病気を直接の原因とした入院であるときは、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。
- ⑥入院開始時または入院中に異なる病気を併発した場合は、入院開始の直接の原因となつた病気による継続した1回の入院としてお支払いします。
- ⑦被共済者が病気入院特約共済金の支払いを受けられる期間中新たに他の傷病を被ったとしても、期間を重複して病気入院特約共済金をお支払いしません。
- ⑧被共済者が病気入院特約共済金の支払いを受けられる期間中に共済契約が更新された場合の1回の入院の限度は、更新前と更新後の入院期間を通算します。また、更新により日額が変更された場合はその入院の開始日の日額とその入院期間に基づきお支払いします。ただし、継続した入院とみなされる場合で2回目以上の入院については当該入院の開始日と当該入院の期間によりお支払いします。
- ⑨入院中に共済契約が更新され、更新により一時金額が変更された場合は更新前の一時金額に基づきお支払いします。
- ⑩入院中に外泊またはこれに準ずる外出（医師の許可の有無を問いません。）をした場合、または入院中において就業、就学または家事等日常生活に支障がないと診断された入院期間に対しては、病気入院特約共済金をお支払いしません。
- ⑪新規契約の申込日から、その日を含めて2年を経過した後の、新規契約の申込日前に発病していた病気または、被った傷害もしくはこれらと因果関係が認められる傷害の治療は、病気入院特約共済金をお支払いします。ただし新規契約の申込日から、その日を含め2年を経過するまでにその治療のために入院をしていたときを除きます。
- ⑫病気手術特約共済金の支払いは、1事故の入院について、1回の入院期間中2回以上の手術を受けた場合には、1回のお支払いを限度とします。

共済金のお支払いについて（三大疾病通院特約保障）

保障種類	共済金を支払う場合
通院特約	
年齢区分・共済金額	三大疾病入院共済金の支払いを受けられる入院後、退院し、入院中の治療を目的に日本国内の病院または診療所に通院した場合、お支払いします。 ※退院の日から180日以内の通院で、60日を限度とします。
年齢区分・共済金額	
満60歳から満84歳 (日額)1,000円	

※年齢区分

加入申込日または更新日における被共済者の基本コースの満年齢に応じて、上表の年齢区分に応じた共済金額を適用します。

共済金を支払わない場合

- ①共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。
- ②責任開始日の前日までに診断確定されていた悪性新生物もしくはこれらと因果関係が認められる悪性新生物によるとき
- ③新規契約の発効日の前日までに発病していた急性心筋梗塞または脳卒中もしくはこれらと因果関係が認められる急性心筋梗塞または脳卒中によるとき

備 考

- ①退院の日から180日を経過した後の通院に対しては、三大疾病通院特約共済金をお支払いしません。
- ②三大疾病入院共済金と三大疾病通院特約共済金を重複してお支払いすることはできません。
- ③被共済者が三大疾病通院特約共済金の支払いを受けられる期間中新たに他の傷病を被ったとしても、期間を重複して三大疾病通院特約共済金をお支払いしません。
- ④被共済者が三大疾病通院特約共済金の支払いを受けられる通院中に共済契約が更新された場合の通院の限度は、更新前と更新後の通院日数を通算します。また、更新により日額が変更された場合はその通院の開始日の日額とその通院日数に基づきお支払いします。

共済金のお支払いについて（先進医療特約保障）

保障種類	共済金を支払う場合
先進医療特約	<p>①被共済者が新規契約の発効日以後に発病した病気、または、共済期間内に生じた急激かつ偶然な外来の事故を直接の原因とし、治療のために保障期間内に厚生労働大臣が定める先進医療を日本国内の病院または診療所において受けた場合にお支払いします。</p> <p>②被共済者が事故の日から180日以内に開始された入院共済金支払対象期間内の入院中、または、事故の日から180日以内の通院において、厚生労働大臣が定める先進医療を日本国内の病院または診療所において受けた場合にお支払いします。</p> <p>※先進医療の技術にかかる費用は1万円未満を切り上げた額とし、同一の先進医療における最高限度は100万円です。</p>
年齢区分・共済金額	<p>満15歳から満84歳 1万円～100万円</p>

※年齢区分

加入申込日または更新日における被共済者の基本コースの満年齢に応じて、上表の年齢区分に応じた共済金額を適用します。

共済金を支払わない場合

- ①共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。
- ②被共済者の犯罪行為または闘争行為によるとき
- ③被共済者の自殺行為によるとき。ただし、新規契約の発効日から3年以内の自殺に限ります。
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき
- ⑤前④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき
- ⑥被共済者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、阿片、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車、原動機付自転車、またこれらに類する乗用具を運転している間に生じた事故
- ⑦被共済者の先天性異常またはそれに随伴する病気
- ⑧被共済者の精神障害、心神喪失、アルコール依存または薬物依存によるとき
- ⑨本共済において共済金を支払うべき傷病の治療以外の被共済者の妊娠・出産・早産・流産または外科的手術その他の医療処置に起因するとき
- ⑩原因の如何を問わず頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査による）が認められないものによるとき
- ⑪被共済者が先進医療としてその療養の取扱の届出が受理されていない病院または診療所で療養を受けたとき
- ⑫先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の保険給付の対象となっている場合や、承認取消などのために先進医療でなくなっているとき

共済金のお支払いについて（介護認定一時金特約保障）

保障種類	共済金を支払う場合
介護認定一時金特約	被共済者が介護保険法に基づく介護保険制度に定める要介護認定を受けた場合にお支払いします。
年齢区分・共済金額	※介護認定一時金特約共済金の支払いは、全共済期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

※年齢区分

加入申込日または更新日における被共済者の基本コースの満年齢に応じて、上表の年齢区分に応じた共済金額を適用します。

共済金を支払わない場合

- ①共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。
- ②被共済者の犯罪行為または闘争行為によるとき
- ③被共済者の自殺行為によるとき。ただし、新規契約の発効日から3年以内の自殺に限ります。
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき
- ⑤前④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき
- ⑥被共済者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔つてもしくは麻薬、大麻、阿片、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車、原動機付自転車、またこれらに類する乗用具を運転している間に生じた事故
- ⑦被共済者のアルコール依存または薬物依存によるとき

備 考

- ①介護認定一時金特約共済金を支払った場合、その支払をもって、該当する被共済者にかかる介護認定一時金特約保障は消滅します。
- ②全共済期間とは、新規契約の発効日以後、共済期間が終了するまでの期間をいいます。
- ③公的介護保険制度の改正等が行われた場合で、その改正がこの共済契約の支払事由に影響を及ぼすと認めたときには、主務官庁の認可を得て、支払事由の変更を行うことがあります。

別 表

別表1 後遺障害認定割合表

1. 後遺障害状態の定義

後遺障害とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。

2. 後遺障害認定割合

後 遺 障 害	認定割合
1. 眼の障害	
(1)両眼が失明したとき	100%
(2)1眼が失明したとき	60%
(3)1眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
(4)1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となつた場合をいう）となったとき	5%
2. 耳の障害	
(1)両耳の聴力を全く失ったとき	80%
(2)1耳の聴力を全く失ったとき	30%
(3)1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	5%
3. 鼻の障害	
(1)鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
4. 咀しゃく、言語の障害	
(1)咀しゃくまたは言語の機能を全く廃したとき	100%
(2)咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
(3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すとき	15%
(4)歯に5本以上の欠損を生じたとき	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状	
(1)外貌に著しい醜状を残すとき	15%
(2)外貌に醜状（顔面においては直径2cmのはん痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき	3%
6. 脊柱の障害	
(1)脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	40%
(2)脊柱に運動障害を残すとき	30%
(3)脊柱に奇形を残すとき	15%
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
(1)1腕または1脚を失ったとき	60%
(2)1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき	50%
(3)1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	35%
(4)1腕または1脚の機能に障害を残すとき	5%

8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3)拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	8%
(4)拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	5%
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき	10%
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3)第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	5%
(4)第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき	100%

(注) 第7項、第8項および第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます

別表2 重度障害状態

対象となる重度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1)両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2)言語または咀しゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3)中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護をするもの
- (4)両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- (5)両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- (6)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《備考》

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
 - (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3)視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語または咀しゃくの障害
 - (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、以下の場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
 - (2)「咀しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、肘関節および手関節、下肢においては、股関節、膝関節および足関節）の完全強直で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- (2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表3 手術共済金の対象となる手術

- (※1) 被共済者が以下に掲げる手術を受けた場合、その手術に応じた給付額を、傷害手術共済金または病気手術共済金としてお支払いします。
- (※2) 被共済者が以下に掲げる手術を受けた場合、年齢区分に応じた「一律給付額」を、傷害手術特約共済金または病気手術特約共済金としてお支払いします。

手術の種類	基本契約	特 約		
		一律給付額		
年齢区分			満60歳 から	満70歳 から
			満69歳	満79歳
1. 皮膚・乳房の手術（単なる皮膚縫合は除く）				
(1)植皮術（25cm ² 未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む）		10万円	2万円	1万円
(2)乳房切断術		10万円	2万円	1万円
2. 筋骨の手術（抜釘術は除く）				
(3)骨移植術		10万円	2万円	1万円
(4)骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く）		10万円	2万円	1万円
(5)頭蓋骨観血手術（眼窩骨を含み、鼻骨・鼻中隔を除く）		10万円	2万円	1万円
(6)鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く）		5万円	2万円	1万円
(7)頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く）		10万円	2万円	1万円
(8)脊椎・骨盤観血手術		10万円	2万円	1万円
(9)鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術		5万円	2万円	1万円
(10)四肢切断術（手指・足指を除く）・離断術（骨・関節の離断に伴うもの）		10万円	2万円	1万円

(11)切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの、手指・足指を除く）	10万円	2万円	1万円
(12)四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く）	5万円	2万円	1万円
(13)筋・腱・腱鞘・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く）	5万円	2万円	1万円
(14)その他の手指・足指の手術	5万円	2万円	1万円
3. 呼吸器・胸部の手術			
(15)慢性副鼻腔炎根本手術	5万円	2万円	1万円
(16)喉頭全摘除術	10万円	2万円	1万円
(17)気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの）	10万円	2万円	1万円
(18)胸郭形成術	10万円	2万円	1万円
(19)縦隔腫瘍摘出術	20万円	2万円	1万円
4. 循環器・脾の手術			
(20)観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く）	10万円	2万円	1万円
(21)静脈瘤根本手術	5万円	2万円	1万円
(22)大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	20万円	2万円	1万円
(23)心膜切開・縫合術	10万円	2万円	1万円
(24)直視下心臓内手術	20万円	2万円	1万円
(25)体内用ペースメーカー埋込術	10万円	2万円	1万円
(26)脾摘除術	10万円	2万円	1万円
5. 消化器の手術			
(27)耳下腺腫瘍摘出術	10万円	2万円	1万円
(28)顎下腺腫瘍摘出術	5万円	2万円	1万円
(29)食道離断術	20万円	2万円	1万円
(30)胃切除術	20万円	2万円	1万円
(31)その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの）	10万円	2万円	1万円
(32)腹膜炎手術	10万円	2万円	1万円
(33)肝臓・胆嚢・胆道・睥臓観血手術	10万円	2万円	1万円
(34)ヘルニア根本手術	5万円	2万円	1万円
(35)虫垂切除術・盲腸縫縮術	5万円	2万円	1万円
(36)直腸脱根手術	10万円	2万円	1万円
(37)その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの）	10万円	2万円	1万円
(38)痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く）	5万円	2万円	1万円

6. 尿・性器の手術			
(39)腎移植手術（受容者に限る）	20万円	2万円	1万円
(40)腎臓・腎孟・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く）	10万円	2万円	1万円
(41)尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く）	10万円	2万円	1万円
(42)尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く）	10万円	2万円	1万円
(43)陰茎切斷術	20万円	2万円	1万円
(44)睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	10万円	2万円	1万円
(45)陰囊水腫根本手術	5万円	2万円	1万円
(46)子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く）	20万円	2万円	1万円
(47)子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	5万円	2万円	1万円
(48)子宮脱・臍脱手術	10万円	2万円	1万円
(49)その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く）	10万円	2万円	1万円
(50)卵管・卵巢観血手術（経臍的操作は除く）	10万円	2万円	1万円
(51)臍腸瘻閉鎖術・造臍術	10万円	2万円	1万円
(52)その他の卵管・卵巢手術	5万円	2万円	1万円
7. 内分泌器の手術			
(53)下垂体腫瘻摘除術	20万円	2万円	1万円
(54)甲状腺手術・副甲状腺手術	10万円	2万円	1万円
(55)副腎全摘除術	10万円	2万円	1万円
8. 神経の手術			
(56)頭蓋内観血手術	20万円	2万円	1万円
(57)神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	10万円	2万円	1万円
(58)観血的脊髄腫瘻摘出手術	20万円	2万円	1万円
(59)脊髄硬膜内外観血手術	10万円	2万円	1万円
9. 感覚器・視器の手術			
(60)眼瞼下垂症手術	5万円	2万円	1万円
(61)涙小管形成術	5万円	2万円	1万円
(62)涙囊鼻腔吻合術	5万円	2万円	1万円
(63)結膜囊形成術	5万円	2万円	1万円
(64)角膜・強膜移植術	5万円	2万円	1万円
(65)観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	5万円	2万円	1万円
(66)虹彩前後癒着剥離術	5万円	2万円	1万円
(67)緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は、(71)に該当する）	10万円	2万円	1万円
(68)白内障・水晶体観血手術	10万円	2万円	1万円

(69)硝子体観血手術	5万円	2万円	1万円
(70)網膜剥離症手術	5万円	2万円	1万円
(71)レーザー・冷凍凝固による眼球手術（網膜光・網膜冷凍凝固術を含む）	5万円	2万円	1万円
(72)眼球摘除術・組織充填術	10万円	2万円	1万円
(73)眼窩腫瘍摘出術	10万円	2万円	1万円
(74)眼筋移植術	5万円	2万円	1万円
10. 感覚器・聴器の手術			
(75)観血的鼓膜・鼓室形成術	10万円	2万円	1万円
(76)乳様洞削開術・乳突洞解放術、乳突切開術	5万円	2万円	1万円
(77)中耳根本手術	10万円	2万円	1万円
(78)内耳観血手術	10万円	2万円	1万円
(79)聴神経腫瘍摘出術	20万円	2万円	1万円
11. 悪性新生物の手術			
(80)悪性新生物根治手術	20万円	2万円	1万円
(81)悪性新生物温熱療法	5万円	2万円	1万円
(82)その他の悪性新生物手術	10万円	2万円	1万円
12. 上記以外の手術			
(83)上記以外の開頭術	10万円	2万円	1万円
(84)上記以外の開胸術	10万円	2万円	1万円
(85)上記以外の開腹術	10万円	2万円	1万円
(86)衝撃波による体内結石破碎術	10万円	2万円	1万円
(87)ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。）	5万円	2万円	1万円
13. 新生物根治放射線照射			
(88)新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射）	5万円	2万円	1万円

別表4 三大疾病の範囲

1. 対象となる「悪性新生物」とは、悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、※上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。）をいい、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生省大臣官房統計情報部編（2003年版）「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

※上皮内がんとは子宮頸がんO期、食道上皮内がん等病変が上皮内に限定しているものをいいます。

分類項目	基本分類番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性器の悪性新生物	C51-C58
男性器の悪性新生物	C60-C63
尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

2. 対象となる「急性心筋梗塞」とは、冠状動脈の閉塞または血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）をいい、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生省大臣官房統計情報部編（2003年版）「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
急性心筋梗塞	I21

3. 対象となる「脳卒中」とは、脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾患有い、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生省大臣官房統計情報部編（2003年版）「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目		基本分類番号
くも膜下出血		I60
脳内出血		I61
脳動脈の狭塞		I63

別表5 各共済金の請求に必要な書類

請求書類	死亡		障害		先進医療		入院・手術・入院一時金		三大疾病		介護認定一時金	
	傷 害	病 気	傷 害	病 氣 後 遺 障 害	傷 害	病 氣	傷 害	病 氣	傷 害	通 院	診 断	一時 金
共済金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
死亡診断書または死体検査書	○	○										
医師の診断書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外泊証明書							○	○	○			
公的機関の事故証明書	○		○		○		○			○		○
事故発生状況報告書	○		○		○		○			○		○
交通事故証明書提出不能理由書	○		○		○		○			○		○
死亡した被共済者の戸籍謄本 (出生から請求時点まで)	○	○										
共済金受取人の戸籍謄本	○	○										
共済金受取人の印鑑証明書	○	○										
被共済者が公的介護保険制度 に基づく所定の状態に該当し ていることを通知する書類												○
共済加入証書	○	○		○								
健康保険証（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他組合が要求する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○…必ず提出 ○…必要に応じ提出

※上記書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類をご提出いただく場合があります。

※制度内容の変更について

この共済は、消費生活協同組合法並びに群馬県認可の共済事業規約、実施規則に基づいて運営されており、これらに定めのない事項については日本国の法令に準拠します。

掛金または保障額は、死亡率などに基づいて定期的に見直され、必要に応じて変更される場合があります。制度内容が変更された場合は、すでに、ご加入いただいたいる方についても変更後の定めが適用されます。

各種お問い合わせは

0120-14-9174



上毛共済生活協同組合

〒371-0847 群馬県前橋市大友町1-5-5
(群馬銀行本店様前)

TEL:027-210-7733 FAX:027-255-0104
<http://www.jomokyosai.or.jp>

(2017年4月改訂)